



SOS(虐待)のキャッチをしましょう

辛い子育ての親と子どもを救うために、  
虐待かも?と思ったら通報の義務があります。

**通報先**

行政	こども家庭総合支援担当	31-0643 31-0637
緊急	児童相談所全国共通ダイヤル	189 (お近くの児童相談所につながります。)
	芦屋警察署	23-0110
	西宮こども家庭センター (児童虐待24時間ホットライン)	0798-74-9119

子ども虐待かも?と思ったら  
189番へお電話を!  
お近くの児童相談所につながります

児童虐待対応マニュアル  
～子どもの明るい笑顔のために～

発行：令和5年3月  
編集：芦屋市要保護児童対策地域協議会  
芦屋市  
住所：芦屋市吳川町14番9号  
TEL：0797-31-0637





## 芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。  
児童は、社会の一員として重んぜられる。  
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 児童虐待対応マニュアル策定にあたって

近年、都市化、少子高齢化、核家族化、家庭・地域における教育力の低下など様々な課題があるなか、また新型コロナ感染症による新しい生活様式の変化もあり、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており年々厳しさを増しています。

なかでも子どもへの虐待の増加は近年著しく、尊い命が奪われる痛ましい事件が後を絶たず大きな社会問題となっています。

「児童虐待」防止について、平成28年児童福祉法改定により、子どもの権利保障（児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、あされること、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達ならびにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利）、家庭あるいは家庭に近い養育環境の優先などの方針が導入されました。また、令和元年6月に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月から施行される中で、体罰が禁止され、民法の懲戒権規定についても見直されました。

一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として、安全に安心して心豊かに育つため、芦屋市においても、虐待を含む支援を必要とする要保護児童への適切な対応を目指し、地域や行政などの関係機関がネットワークにより支援を行う仕組みとして、平成17年12月に「芦屋市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、各機関がその機能を活かし、連携を深め、ネットワークによる、より適切な対応や支援を円滑に行うことを目的に、平成25年4月に、支援者の方々への「児童虐待対応マニュアル」を初めて作成し、平成29年度に改訂をしておりましたが、今回、社会情勢の変化や法改正を踏まえ、「児童虐待対応マニュアル」の改訂を行いました。

マニュアルを活用し、芦屋市要保護児童対策地域協議会でさらなるネットワークの充実や情報連携の強化を図り、より切れ目のない支援体制を構築してまいります。

このマニュアルが、「子どもの最善の利益」のために、より多くの関係者の方々に活用され、子どもへの虐待の未然防止、早期発見、早期対応につながることを心から願うものです。

令和5年3月

芦屋市要保護児童対策地域協議会  
芦屋市

## ● 目次

### 1 児童虐待とは

1-1 児童虐待の定義	1
1-2 児童虐待の分類	1
1-3 児童虐待の発生要因	2
1-4 児童虐待が与える影響	2
コラム 儿童虐待としつけの違い	3
Q&A 保護者への対応は？	3

### 2 児童虐待の早期発見のポイント

2-1 「虐待かも」という視点をもつ	4
2-2 「虐待」の放置も「ネグレクト」	4
2-3 「不自然さ」こそ最も重要なサイン	4
2-4 家庭・地域で	5
2-5 病院、乳幼児健康診査などで	5
2-6 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校などで	6
コラム マルトリートメント(不適切な養育)と虐待	6

### 3 児童虐待の発見から相談

3-1 児童虐待かなと思ったら	7
Q&A 虐待発見のポイントは？	7
3-2 相談者からの聞き取りのポイント	8
3-3 芦屋市児童虐待(疑い)通告受付票	9
3-4 児童虐待の重症度と対応	11
3-5 通告の方法	12
3-6 通告内容	12
3-7 通告のポイント(注意点)	13
Q&A 重症度判断のポイントは？	13

### 4 それぞれの立場での発見と初期対応

4-1 地域の中で～主任児童委員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年育成支援委員、福祉推進委員など～	14
4-2 地域の中で～保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、児童センターなど～	15
4-3 乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問などの場で	16
Q&A 保護者に無断で写真を撮ってよいの？	16

### 5 児童虐待の予防と支援

5-1 地域ぐるみでの子育て支援	17
5-2 住民への啓発	17
5-3 保護者への支援	17
5-4 情報収集	18
5-5 担当機関への引き継ぎ	18
コラム 体罰としつけ	18

### 6 芦屋市の児童虐待への取り組み

6-1 こども家庭総合支援係の役割	19
6-2 その他の取り組み	19
その他 こども家庭・保健センターについて	20

### 7 芦屋市要保護児童対策地域協議会

7-1 芦屋市要保護児童対策地域協議会の概要	21
7-2 会議の構成	21
7-3 各機関への役割	24
7-4 要保護児童対策地域協議会の流れ	26
その他 連絡先一覧	27

### 8 法令・要綱

芦屋市要保護児童対策地域協議会設置要綱	29
児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)	32
児童福祉法抜粋	35

### 資料編

県・市町共通アセスメントシート使用の手引	37
様式1 共通アセスメントシート	38
様式2 共通リスクアセスメントシート(受理・初期調査時)	39
様式3 共通リスクアセスメントシート	40
芦屋市児童虐待緊急対応マニュアル	41
児童虐待対応のイメージ図	42
学校園・保育所等における緊急対応の流れ	43

# 1 児童虐待とは

## 1-1 児童虐待の定義

子どもの「虐待」は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害で、時には命にかかることもあります。「虐待」であるかどうかの判断は、保護者などの意図とは関わりなく、子どもの視点、子どもの権利が侵害されていないかどうかで判断します。保護者がいくら一生懸命であっても、かわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為は「虐待」です。

「虐待」という言葉は、英語のabuseの訳語ですが、他に乱用、悪用、誤用と訳せます。child abuseは、「子どもの誤った使い方」のことで、保護者がストレス解消のためや、親子の役割が逆転して保護者自身の愛情欲求を満たすため等に子どもを用いることです。つまり、「保護者が子どもを自分のために利用すること」も子どもの「虐待」にあたります。「虐待」というと、激しい事象のみを思い浮かべがちですが、マルトリートメント「不適切な養育」という、より広い概念で捉えることが必要です。

児童虐待防止法第2条において、「児童虐待」とは、「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)がその児童(18歳未満)に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為をいう。」と定義されています。

## 1-2 児童虐待の分類

### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### 例

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血など頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコなどによる火傷など。
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく摑さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、冬に外にしめだす、縛り付け拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。

### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

#### 例

- 子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

### ネグレクト(養育保護義務の拒否・怠慢)

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者として監護を著しく怠ること。

#### 例

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、家に閉じ込める(子どもの意に反して学校に登校させない)、乳幼児を車内に放置するなど。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。
- 子どもを遺棄する。
- 配偶者やその他の者が虐待しているのを見て見ぬふりをする。

### 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力。

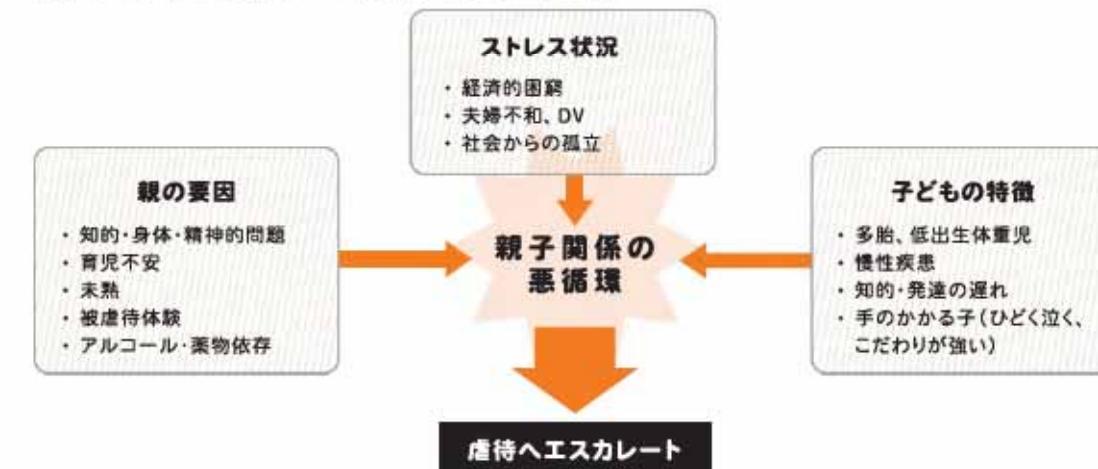
#### 例

- 言葉による脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視する、拒絶的な態度を示すなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
- DVや家族間での暴力を見せる。

※以上のような分類はありますが、重複するケースも多くあります。

## 1-3 児童虐待の発生要因

虐待は、いくつかの要因が複雑に絡み合って引き起こされます。そして、どんなに深刻で重篤な身体的虐待でも、そのほとんどが最初は「しつけ」などから始まります。虐待のために子どもがさらに手のかかる子となって保護者のストレスとなり、親子関係がますます悪化します。これらの要因を抱える家族が相談や助けを求めることがなく社会的に孤立するとき、事態は一層悪化する場合があります。



## 1-4 児童虐待が与える影響

### 身体への影響

発育不全、発達の遅れ、頭痛、腹痛、疲労感、その他様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水などによる障がい、睡眠障がい、妊娠、性感染症などが生じる場合もあります。

### 知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わりの欠如などは、子どものびのびとした主体的活動を妨げます。そのことが知識や知力の習得の機会を減少させ、その結果、知的能力を低下させる場合もあります。ひいては、知的好奇心や学習への意欲を低下させ、学校などの不適応のきっかけにもなることがあります。

### 人格形成への影響

長期にわたる虐待状況は、子どもの健やかな心身の成長を妨げ、人格形成にゆがみをもたらす危険性を高めます。年齢に比して言動は未熟で、年齢相応の指導や指摘に対して、理解できなかつたり混乱したりする場合もあります。

その結果、失敗体験が多くなり、このことが被害感や劣等感をさらに強めてしまします。自己否定感から自暴自棄となって、自分を傷つけたり、逸脱した行動をとったりしがちになります。

### 情緒・行動への影響

暴力を放置されるなどの虐待環境におかれ続けることで、周囲に対して不信感や恐怖感を強く抱いてしまいます。安心して頼れる大人がおらず適切なしつけをされていない場合もあり、基本的生活習慣が身についていかなかったり、衝動をコントロールできなかったり、突然の怒りとそれを收められないなどの行動となって表れます。空腹から万引きに至る場合や家に戻れずに徘徊してしまう場合もあります。不適切な性的刺激にさらされてきている場合もあり、年齢不相応な性的な言動などを示す子どももいます。

※影響については、虐待の程度や内容、個々の子どもによっても異なります。

## コラム 児童虐待としつけの違い

親がよかれと思って「しつけ」をしているつもりでも、結果的に子どもの成長や発達に有害な影響を与えていれば、もはや「しつけ」とは言えず虐待です。

例えば「しつけ」に暴力を使うと、確かに子どもはその場は従うかもしれません、それは怖いから従っているだけであり、子どもの心に伝わる「しつけ」になっているものではありません。

また、「しつけ」に名を借りた暴力が続ければ、子どもは「愛情＝暴力」として誤って認識してしまうこともあります。

虐待を考える上での大原則は「子どもの心身の安全を守る」ということです。「しつけ」であるとか、良い子にするためという保護者の意図とは関わりなく、子どもにとって有害であるか、子ども自身の心や身体を傷つけているかなどの視点から虐待と「しつけ」の違いを判断すべきです。

## 児童虐待対応のQ&A

### 保護者への対応は？

**Q** 学校園・保育所等が通告したことが、保護者にわからないでしょうか。  
また、わかつてしまった場合、どう対応すればよいですか？

**A** 児童虐待防止法第7条により、通告を受けた機関は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとなっているので、学校や教職員が通告者であることは、保護者には伝えません。

ただし、学校等が通告したことが推測される可能性が高いことから、直接学校や保育所が保護者から問い合わせを受けることも考えられます。

そのような場合、子どもにけがやあざがあれば、学校等には通告義務があることを説明し、そのけがやあざが虐待であるかどうかを判断するのは、子ども家庭総合支援室や西宮こども家庭センターであることを説明してください。

**Q** 保護者に対応する際、注意することはありますか？

**A** 一人でなくチームとして対応することです。保護者が担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。

そのため、チームで保護者の要求や相談の内容、対応方法等を共有しておくとともに、子ども家庭総合支援室や西宮こども家庭センターにも情報を共有することが重要になります。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は必ず複数の職員で対応するとともに、関係機関とも情報を共有し警察とも連携して対応します。

## 2

## 児童虐待の早期発見のポイント

### 2-1 「虐待かも」という視点をもつ

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を第三者が目にすることは極めてまれです。また、虐待はさまざまな形で隠されます。「もしや」という虐待の疑いを持つことは子どもを守るためにとても重要なことです。サインを受け取った人こそが子どもにとって頼みの綱なのです。だから、普段から子どもやその保護者と接する機会の多い教師や保育者は、虐待発見に関する大きな役割を担っていると認識しなくてはなりません。子どもの体や心の様子が変だと感じたら、「虐待かもしない」と疑ってみることがまず必要です。

### 2-2 「虐待」の放置も「ネグレクト」

子どもの体に明らかな外傷や発達不良がみられるときには、虐待として認識できる可能性は高いものです。しかし、監護の怠慢や不適切な養育は、どの程度で虐待と判断してよいのか認識しにくい場合があります。たとえば、子どもの心を傷つける言葉を繰り返し言う、食事が十分与えられていない、夜間子どもだけで過ごしているといった状況です。

虐待か否かの判断は、すべて子どもの立場に立ってされなければなりません。子どもにとって有害なら、それは「虐待」です。そして、そういった環境にある子どもは、意図的にしろ無意識にしろ、何らかのサインを出しているものです。

虐待の可能性を察知していくながら、教師や保育者が適切な対応をしないことは、虐待の放置（ネグレクト）になると自覚する必要があります。

### 2-3 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

私たちが虐待を見逃さないために注意する必要のある最も重要なサインは、次のようないくつかの「不自然さ」です。

不自然な「傷」	子どもはよくケガをしますが、不自然な傷とは遊んでいてケガをするような部位でない所にある傷や、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷が多くあったり、頻繁に傷があったりする場合は注意が必要です。
不自然な「説明」	これは虐待している保護者にも虐待を受けている子どもにも見られます。子どもの傷の原因について曉いても傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることの不安から不自然な説明が多くなります。
不自然な「表情」	無表情であったり、変に保護者の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたり、落ち着きなくキヨロキヨロして周囲をうかがうような表情をすることです。
不自然な「行動・関係」	親が現れると急にそわそわして多動になったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せる場合があります。また、虐待している保護者にも不自然な行動が見られます。子どものことを非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもだけにして遊びに行ったりすることなどです。

## 2-4 家庭・地域で

### 子どもの様子

- 子どもが毎晩長時間にわたり泣いている。
- 極端にやせているなど、食事をきちんと与えられていない。
- 夜遅くまで遊んでいて家に帰りたがらない。不自然な時間に出歩いている。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていたり身体も不潔である。
- 理由もなく、学校や保育所(園)・幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返しているなどの噂を耳にする。
- 保護者の顔色をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への关心を示さない。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしていたりする。



### 保護者などの様子

- 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になつても医者に診せようしない。
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- 心身の状態が悪く(慢性疾患・精神疾患など)、子育てが負担になっている。
- 困ったときに相談にのってくれる人が身近におらず、孤立した状況にある。
- 夫婦関係や経済状況からくる生活上のストレスがうかがわれる。
- 寝具や衣類などが清潔でなかったり、部屋の中が乱雑だったりする。
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押しつけたり、体罰を肯定したりする。

## 2-5 病院、乳幼児健康診査などで

### 子どもの様子

- 不自然な骨折や外傷(叩いたあとやあざなど)がある。
- 説明のつかない発育不良(低身長、低体重、低栄養など)がある。
- 繰り返される異物誤飲、不自然な事故。
- 虫歯が多く、放置されている。



### 保護者などの様子

- 強い育児不安を訴えたり、拒否的態度を示したりする。

## 2-6 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校などで

### 子どもの様子

- 預防接種や健診を受けていない。
- 特別な病氣がないのに、体重や身長の伸びが悪い。
- 身体に不自然な傷や叩かれたあざ、火傷などがある。
- 尋ねると傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がったりする。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていたり、身体も不潔である。
- 保護者の顔色をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への关心を示さない。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしていたり、受け答えが少ない。
- 連絡もなく登園(登校)してこない。訪問すると保護者などが不在であつたり、寝ていたりする。  
また、理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い。
- 保護者が迎えに来ても、帰りたがらない。
- 基本的な生活習慣が身についていない。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。
- 極端な性的遊び・言葉・行動がみられたり、又は、極端に拒否感がみられたりする。
- 他の人の身体接触を異常に怖がる。
- 万引きを繰り返す。
- 落ち着きがなく、一つのこと集中できない。
- 反抗的な態度や嘘が多い。
- 家に帰りたがらない、家出を繰り返す。



### 保護者などの様子

- 子どもがケガをしたり、病気になつたりしても医者に診せようしない。
- 子どもの身体症状(打撲傷、火傷など)を確認すると、一貫性のない説明をする。
- 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。
- 体罰や年齢不相応な教育などを、「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する。
- 保育所(園)・幼稚園・学校などからの連絡に応じない。
- 子どもの扱い方が極端に乱暴であつたり、きょうだいとの差があつたりする。
- 感情のコントロールができず、思いどおりにならないとすぐ怒る。
- 無表情で、子どもに対して語りかけをしない。

### コラム マルトリートメント(不適切な養育)と虐待

マルトリートメントをいう言葉は、虐待だけでなく、その時点で問題が生じていなくても、心身の健全な発達・発育を妨げる可能性のある「不適切な養育」ということを示した言葉です。

マルトリートメントに関しては、養育者がいくら一生けん命であっても、また子どものためを思つしたことだと言つても、子どもにとって有害な言動であればマルトリートメントであるという、Child First(子どもの利益を第一に)の原則を忘れない様にしましょう。



図1 マルトリートメントのイメージ

### 3 児童虐待の発見から相談

#### 3-1 児童虐待かなと思ったら

虐待が疑われる子どもを発見したら、相談や通告を受理した場合も同様に、速やかに、これを市こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)もしくは西宮こども家庭センター(児童相談所)に通告しなければなりません。また、通告は国民の義務として法律に明記されています。

##### ① 児童虐待かなと感じることが支援のはじまり

虐待は家庭という密室の中で行われます。そのため、なかなか気づけないものです。普段から子どもや保護者に接する関係者は、子どもの様子や保護者の様子に気を配っていないことはありません。とにかく「あれ?」「虐待かな?」と感じなければ、何も始まりません。

##### ② 積極的な声かけ

保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校などでは、普段の子どもの様子から虐待に気づくことがあります。また、乳幼児については、健診や医療機関で、保健師や医療従事者が、乳幼児や保護者の様子から気づく可能性があります。積極的に声かけをすることが大切です。

##### ③ 通告はためらわず

しかし、注意しておかなくてはならないことは、たとえ気づいても、「面倒なことには巻き込まれたくない」「知ってしまったけど、知らないことにしておけば通告しなくていい」など、そのような通告への抵抗感です。「あの時通告していれば」と思い、後悔する場合もあるかもしれません。通告はためらわず行うことが重要です。

#### 児童虐待対応のQ&A

##### 虐待発見のポイントは??

**Q** あざ・傷以外に虐待を発見するために気をつけるポイントはありますか?

**A** 健康診断ではひどい歯齒や体重の減少、もしくは身長・体重の増加が極端に少ないことがあります。

学校生活の中であれば、給食をむさぼるように食べる、無断欠席や遅刻が多く理由がはっきりしない、体が汚れている、衣服や下着が不潔で臭う、衣服が季節に適していない、忘れ物が多い、家に帰りたがらないなどがあります。

#### 3-2 相談者からの聞き取りのポイント

##### ① 相談者への配慮

下記の点を相談者に必要に応じて伝えます。

- ・ 通告は守秘義務違反にならないこと。通告義務があること。(児童虐待防止法第6条)
- ・ 相談者の秘密は守られること。匿名でもかまいません。(児童虐待防止法第7条)
- ・ 間違っていても罰せられないこと。(児童虐待防止法第6条第1項)

##### ② 聞き取り内容

- ・ 「芦屋市児童虐待(疑い)通告受付票」(9, 10ページ)を利用します。全ての項目を埋める必要はありません。
- ・ 聞き取られた内容だけを記録します。
- ・ 「いつ」「どこで」「どんなことがあったのか」「誰が言った言葉か」「本人が言ったのか」「いつから続いているのか」「現在はどうか」など、できるだけ具体的に確認します。ただし、事情聴取的な聞き取りはせず相手のベースに合わせてできるだけ多くの情報を聞き取るようにします。
- ・ 特に相談者の感情や判断が混在してしまうときがあるため、相談者がそう考えたり思ったりする根拠は何か確認することは大切です。
- ・ 相談者には必ず謝意を述べることが大切です。

##### ③ 子ども本人から聞き取る場合のポイント

- ・ 必ず秘密を守ることを伝えます。
- ・ どんな内容でもしっかりと聞くことが大切です。
- ・ 子どもにとってはとても勇気のいることです。話してくれたことをねぎらい、相手が話しやすい雰囲気を作るようにします。
- ・ 子どもが表現した言葉(「嫌だった」「辛かった」「悲しかった」「怖かった」など)を、子どもの気持ちとして十分受け止めます。
- ・ 他に相談している人はいるかなど、協力者を確認しておくことも大切です。

##### ④ 家族、親族から聞き取る場合のポイント

- ・ 家族、親族の立場を考慮し傾聴します。
- ・ 虐待している保護者と虐待を受けている子どもの関係性と通告者の関わりについて、具体的な事項を確認しながら整理します。
- ・ 虐待を行っている保護者への恐れからのためらいや家族間のトラブルによる中傷など、相談者の感情が含まれることがあるので、通告の真意を十分把握する必要があります。
- ・ 具体的な助言や指導は慎重に行います。

### 3-3 芦屋市児童虐待(疑い)通告受付票

発見、相談・通告を受理したときは、次の受付票に沿って、一つ一つ確認しましょう。

(表 面)

芦屋市児童虐待（疑い）通告受付票						
受付日	令和 年 月 日 ( ) 時 分					受付者
被虐待児童	ふりがな 氏名					
生年月日	H・R 年 月 日 ( ) 歳 男・女					
住 所						電話
所 属	学校名等 _____ (在宅・保・幼・小・中・高・不明), 学年等 _____ 年					
家庭状況	ふりがな 氏名	続柄	年齢	所 属		
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
虐待状況	誰から					
	いつから					
	頻度	ほぼ毎日・週1回程度・月1回程度・不明・( )				
	どんなふうに	<b>【泣き声の詳細】</b> <input type="checkbox"/> 泣いている場所：室内 戸外 <input type="checkbox"/> 泣き方（すすり泣き、大声で泣き叫ぶ） <input type="checkbox"/> 時間帯（曜日の偏り等）： <input type="checkbox"/> 助けを求める声がきこえる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				

(裏 面)

具体的な内容	●身体的 <input type="checkbox"/> 子どもの体に傷・あざがある <input type="checkbox"/> 激しく搾さぶる <input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 戸外に閉め出す <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	●性的 <input type="checkbox"/> 性的暴行に遭っている <input type="checkbox"/> 卑猥な写真・映像を見せられている <input type="checkbox"/> ボルノ写真の被写体にさせられている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	●ネグレクト <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> 異臭・体臭が強い <input type="checkbox"/> 季節に合わない服装 <input type="checkbox"/> 登園・登校させない <input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま外出する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	●心理的 <input type="checkbox"/> 無視・拒否されている <input type="checkbox"/> 言葉による脅かし・脅迫など <input type="checkbox"/> 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをされている <input type="checkbox"/> DVや家族間の暴力を見せる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
種 別	身体的・性的・ネグレクト・心理的	
対 応		
通告者	氏 名	
	住 所	電話
	・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等をきいて推測した ・通告者は ( ) から聞いた	

※通告先：平日17:30まで 芦屋市こども家庭・保健センター/こども家庭総合支援担当 0797-31-0643  
 夜間・土曜・休日・緊急 西宮こども家庭センター虐待ホットライン 0798-74-9119  
 夜間・土曜・休日・緊急 芦屋警察署 0797-23-0110

### 3-4 児童虐待の重症度と対応

【身体的虐待】		目 安	介入のレベル
最重度	頭部外傷(頭蓋骨骨折、頭蓋内出血など)、腹部外傷(内臓破裂、肋骨骨折など)、それらを起こす可能性が高い危険行為、その他深刻な外傷(広範囲な火傷や目などの器官への外傷等)、窒息の後遺症、窒息を起こす可能性の高い危険行為、狭い場所に監禁する、食事制限等による入院加療が必要な程度の衰弱、親子心中を考えている など	死亡・生命の危険 緊急介入	
重度	治療を必要とするほどの外傷(手足の骨折、部分的火傷など)、それを起こす可能性が高い行為、慢性のアザや傷痕、一室に閉じ込められる、熱中症や低体温を招く締め出し	早期介入が必要	
中度	治療を必要としない程度のアザ、傷、発熱などの体調不良(全治1週間程度)、ケガを起こす可能性が高い暴力、夜間などに長時間の締め出しなど	介入を検討	
軽度	外傷が残らない程度の暴力あるいは単発の小さくわずかなケガ、ケガ等を生じさせない暴力 など	援助方針を検討	
【ネグレクト】			
最重度	栄養不足による衰弱や著しい体重減少、乳幼児に脱水・低体温症状、炎天下の車内放置、感染症や下痢または重度慢性疾患があるのに医療受診させない、子どもの遺棄 など	死亡・生命の危険 緊急介入	
重度	養育の影響による顕著な成長障害や発達遅滞、車上生活など生活の場所が確保されていない、ライフラインが止まるなど生活環境が確保されていない、養育者が不在になる状況が継続している	早期介入が必要	
中度	生活環境が不良で健康面に影響が生じる、成長・発達が停滞している、必要な治療がなされていないため疾患が慢性化、繰り返しケガがある、困窮などにより食事がとれないことがある、明らかな登校禁止の継続、時折、大人の監督なく家に放置 など	介入を検討	
軽度	健康面への軽微な影響(湿疹等)や生活習慣(昼夜逆転など)の問題が生じている、不潔な状態の継続、不登校の放置、世話の不足(季節外れの服装、不十分な食事)など	援助方針を検討	
【性的虐待】			
最重度	明らかな性行為、性行為による症状等(妊娠、性感染症、性器外傷、自傷行為など)	死亡・生命の危険 緊急介入	
重度	性行為の影響による性逸脱行為(他者との性交、わいせつ行為)、性行以外の性的行為、わいせつな行為(プライベートゾーンに触れる、性器を見せる性的な被写体にするなど)	早期介入が必要	
中度	性行為の暴露による明らかな性逸脱行為、上記以外の性的刺激を与える行為	介入を検討	
【心理的虐待】			
最重度	被虐待の子どもが自殺企図あるいは刃物などによる他害行為があり、目が離せない摂食障害による生命の危険がある、入院加療が必要な精神症状を発症させるような言動	死亡・生命の危険 緊急介入	
重度	治療が必要な精神症状(摂食障害による体重の増減、PTSD、解離症状など)、子どもに生命の危険を感じさせ、恐怖心を刻むような暴言、脅迫行為 など	早期介入が必要	
中度	激しい叱責や暴言等による精神(身体)症状が疑われる、子どもに精神(身体)症状を起こすような強いショックを与える行為・言動、明らかな差別的取り扱いの継続 など	介入を検討	
軽度	精神(身体)症状はないが、行動上に影響が生じている、子どもへの叱責・暴力等を目撃させる行為(単発、口論等) など 【要注意】子どもへの暴言等(継続している等)、偏ったしつけ、差別的取り扱いの継続	援助方針を検討	
非該当	調査の結果、上記の種別には該当しない (養護相談、育成相談、障害相談、非行相談など)	他の種別で 援助・支援を行う	
危惧不明	西宮こども家庭センターより委嘱を受け調査したが、市としてケース化しない	未然防止、早期対応	
待委ち嘱	詳細が不明、情報収集が必要であり、そのため現時点で判断がつけがたい、または、判断に至らない 西宮こども家庭センターより調査委嘱待ちの状態	詳細な情報を収集 基礎調査をして待機	

(参照: 兵庫県 共通アセスメントシート)

### 3-5 通告の方法



全ての項目について、時間をかけて情報収集する必要はありません。  
ただし、情報については憶測などが入らないよう事実のみ整理することが大切です。

### 3-7 通告のポイント(注意点)

#### 1 決して一人で抱え込まない

- ア 困っている子どもや親を目の前にすると、何かしてあげたいという思いから、知らず知らずのうちにケースに巻き込まれてしまうことがあります。虐待が生じる家庭は複雑な問題を抱えていることが多い、その対応にはかなりの困難を伴います。一人で抱え込みず、同僚や上司と相談するなど、関係機関との十分な情報共有のもとでチームによるアプローチをしていくことが必要です。
- イ 援助者が親身になって対応してもなかなか伝わらず、援助者が無気力感を抱いてしまうこともあります。虐待に対する援助は、当事者が変わることを信じて、あせらずゆっくり対応していくことが大切です。また、虐待事例では、長期での関わりや困難なケースへの対応のため、援助者に掛かる負担も大きいものです。このような負担を軽減し、よりよい援助活動を行うためにも、援助者同士の相互理解が重要となってきます。

#### 2 守秘義務の徹底

- ア 関係機関の方はすべて守秘義務を負います。「児童虐待対応」のために知り得た情報については、プライバシーの保護に十分注意します。
- イ 家庭への援助のために、関係機関間で情報交換をし、共通認識を持つことは大事なことです。親や子に「(他の関係機関)から聞いたんだけど…」というようなことはその機関と親子との信頼関係を全く損なってしまうことがあるので、情報管理には十分注意をします。

#### 3 通告後の継続的な支援の必要性

- ・通告しても終わりではありません。
- ・通告後も市こども家庭総合支援担当や西宮こども家庭センターと連携しながら対応・支援していくことになります。

#### 児童虐待対応のQ&A

##### 重症度判断のポイントは?

Q 重症度を考えるときに、気をつけるポイントはありますか?

A けがの場所や頻度により重症度は変わりますが、特に、頭部や顔のけがについては、注意して確認します。また、新旧のけがの混在や不自然な箇所のけが(衣服などで見えない場所、不慮の事故では受傷しない場所)などがあります。

### 4 それぞれの立場での発見と初期対応

#### 虐待の疑い

もしかしたら虐待ではないかも?もしかしたら間違いかも?といった、虐待の疑いでもかまいません。(児童虐待防止法第6条)

#### 守秘義務について

学校や保育所(園)、医療機関など、個人ではなく機関自体にも通告義務が設けられました。また、守秘義務のある者が通告したとしても、罰せられることはあります。(児童虐待防止法第5条第6条)

#### 通告者の匿名性

通告者が誰であるか公表されることはありません。匿名でもかまいません。(児童虐待防止法第7条)

#### 4-1 地域の中で ~主任児童委員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年育成支援委員、福祉推進委員など~

地域で活動される方は、子どもの姿を見る機会や、保護者、近隣の人たちからの様々な相談や訴えを見聞きすることが多いと思われます。日頃の関わりの中から、不自然な問題の発見や迅速な対応に心掛けることで、虐待の未然防止や被害の拡大防止に繋がります。

#### 1 注意深い見守り

地域の中で、よく泣き声が聞こえる、いつも不潔な衣服を着ている、子どもの扱いに不自然さがみられるなど、気になる子どもや保護者などに気づいたら、注意深く観察しながら、さりげなく見守っていくことが大切です。

#### 2 地域の中で孤立

地域の中で孤立している家庭では、往々にして虐待が疑われるケースが多いことから、家族だけで解決困難な問題を抱えていないか留意しながら、間接的な関わりを続けることが大切です。時には、タイミングを見計らって関わりのきっかけを工夫することも考えられます。

#### 3 情報の提供

支援が必要な家庭に対し、相談に応じたり、行政サービス(養育支援、経済支援、ひとり親支援など)を適切に利用出来るよう情報を提供したりすることが求められます。

#### 4 慎重な対応

安定した人間関係作りの苦手な保護者に対しては、深入りし過ぎないような配慮が必要です。不用意に介入する事により家族が門を閉ざし、時には引っ越してしまう事もあるので慎重な対応が望されます。

#### 5 自然な会話

他者に対して警戒心が強い場合は、挨拶や天気の事などを話題にあげ、短時間の自然な会話から始め、徐々につながりを広げていくような配慮が必要です。

#### 6 「支援が必要かどうか」という視点で

「どの時点で相談・通告するのが適切か」といった問題は難しい判断です。明らかに虐待が認められる場合は別として「虐待かどうか」という視点ではなく、「支援が必要かどうか」といった見方で対象家庭を見守ってみてください。心配な家庭があれば、「こんな家庭があるのだけれど…」と主任児童委員を通して、子ども家庭総合支援担当に相談・通告し対応・支援を求めてください。

## 4-2 地域の中で～保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、児童センターなど～

日頃多くの子どもと接する機関では、子どもの様々な様子をうかがい知ることができます。日常の関わりの中で、問題性の察知や発見に心掛けたり、発生時に適かつ迅速に対応・連携したりすることの認識を共有しておこうことが、発生予防や被害の拡大・再発防止を目指す上で重要となります。

### 1 日頃の子どもの言動や状況を観察

不自然な傷はもちろんのこと、急に欠席が増えたり、欠席が長引いたりする場合など、特に年齢の低い児童に関しては注意が必要です。また、家出や万引きの不良行動などの問題行動を通して“SOS”的サインを出すこともありますので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。

### 2 情報収集

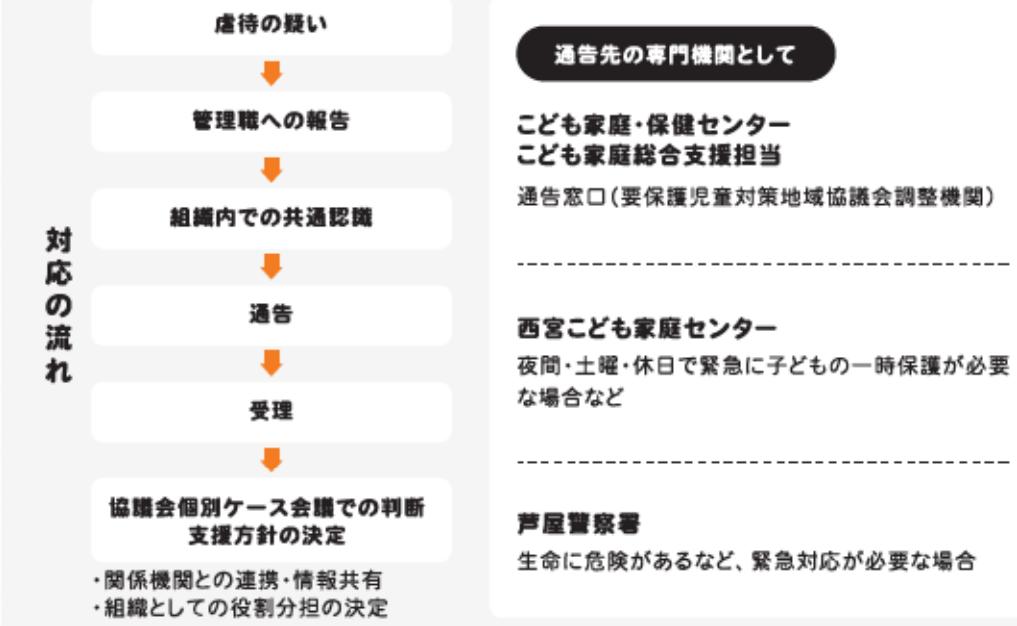
疑いを感じた場合は保護者からの相談に積極的に応じたり、家庭訪問などで、情報収集に努めたりするとともに、事実関係をできるだけ細かく聞き取り、正確にそのままの言葉で記録に残すことが大切です。

### 3 組織としての対応

虐待の対応は、虐待の疑いがあれば相談し、問題を表面化することから始まります。子どもの虐待を疑ったらまず管理職に報告しましょう。管理職は専門機関に通告します。

複数の目で観察するなど組織として対応できる体制づくりが大切です。専門機関と連携し、必要に応じて会議などを開催し、緊急度や対応を検討します。組織として積極的に関わり、情報を共有し、個人で抱え込まないようにしましょう。

### 対応の順序



## 4-3 乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問などの場で

保健師は、母子健康手帳発行時、乳幼児健康診査、こんにちは赤ちゃん事業(新生児全戸訪問)、家庭訪問などさまざまな機会で、子どもの虐待を発見できることが多い立場にあります。

医療と保健が連携する「養育支援ネット」は、医療の場で虐待が疑われたら保健センターに連絡するシステムです。養育支援を必要とする母子を早期把握、早期支援するのに役立っています。

親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスなどの情報提供をして早期発見・未然防止の役割を担います。

日常の活動のなかで自然に訪問できる利点を生かし、子どもや家族の健康管理・増進、育児のアドバイスを通じて、継続的な保護者との関係づくりを目指すことが大切です。

### 1 未然防止

母子健康手帳発行時や教室事業などで、生まれてくる子どもに対して拒否的な気持ちの訴えを聞いたり、保護者の精神疾患などによる養育の心配に気づいたり、若年出産、未婚などで養育の問題を抱えた母親などに出会うことがあります。そのような保護者に対して様々な不安や悩みを受け止め、子育て支援に関する情報や適切なサービスを提供することが求められます。

### 2 情報収集

医療機関や所属集団での様子などの情報を集め、心配事項、生活上の困難事項や支援などの現状把握する必要があります。

### 3 対象家庭との接触

家庭訪問などで保護者に会って話を聞いたり、子どもの様子を観察したりすることも大切です。訪問が不可能なときは、来所を促したり、電話をしたりして、家族とのつながりが切れないように心掛けることが求められます。

### 4 記録

過去の健診記録や保護者の対応、担当者の所見などを整理しましょう。

保健師が自分の目と耳でとらえる事実と、相談という形で得られるものを総合的に判断していくことが大切です。

### 5 組織としての対応

緊急度や重症度などの判断は組織として協議し、虐待のおそれのある場合は、市担当やこども家庭センターへ通告し、連携して支援していきます。

#### 児童虐待対応のQ&A

##### 保護者に無断で写真を撮ってよいの？

**Q** 「傷などを発見した場合に写真を撮って記録してください」と言われましたが、保護者に無断で子どもの写真を撮ってよいのでしょうか？

**A** 児童福祉法第10条により、都道府県及び市町村は児童の福祉に関して必要な調査を行うことになっていますので、保護者の同意がなくても傷などの写真を撮ることができます。子ども家庭総合支援担当が写真を撮るよう依頼し、市の責任と権限での撮影ということになりますので、児童の全身写真、正面写真、傷の写真など記録を作成するために必要な箇所を撮影してください。

### 4

それぞれの立場での  
発見と初期対応

## 5 児童虐待の予防と支援

育児不安や家庭でのストレスがすべて虐待に結びつくわけではありませんが、子育ての小さなつまづきに援助を差し伸べることで、子どもの虐待を予防することができます。

### 5-1 地域ぐるみでの子育て支援

核家族化による家庭の養育機能の低下や近隣の人間関係の希薄化に伴って、子育ての不安や負担を感じる保護者が増加しています。

子育てしやすい地域社会づくり、家族を孤立させない地域づくりが、虐待の防止につながります。

- ・周囲の支援を拒んでいる保護者も、さりげない見守りの中で近隣との良い関係を築き、孤立しないですむ場合があります。
- ・無理な活動は長続きしないばかりか、かえって保護者に不信感を抱かせます。軽く会釈したり、何気ない挨拶をしたり、自然な関わりを心掛けましょう。
- ・登下校時に子どもの表情や服装について気をつけて見たり、犬の散歩で子どもと顔見知りになったり、地域の行事に誘ったりするのもひとつです。買い物のときに家の前を通ることで、洗濯物が干し放しにならないか、夜間電灯がついているか、泣き声や怒鳴り声が聞こえないかなど家庭の様子をうかがい知ることができます。
- ・個人情報は、氏名、住所、生年月日、家族構成、仕事、学校、趣味、交友関係など、すべて大切なプライバシーです。情報が漏れることのないように細心の注意をしてください。
- ・「見守り」は決して「見張り」や「監視」ではありません。虐待している保護者にレッテルを貼ってしまっては見守りになりません。
- ・短期間では見守りや声掛け活動の効果は期待できないかもしれません。あせらず気負わず根気よく見守っていくことが大切です。

### 5-2 住民への啓発

虐待は家庭という密室での出来事だけに発覚しにくい特徴がありますが、虐待が疑われたら住民にも通告する義務があります。

しかし、近隣が泣き声などに敏感になりすぎ、家庭への誤った見方や関わりかたをすることは、子育てを孤立させることにつながり、虐待を増長させてしまいます。

地域で暮らす人々が、虐待について正しい知識と関心を持つことにより予防と早期発見が可能となるため、地域住民の人たちへの啓発活動も必要です。

### 5-3 保護者への支援

虐待対応においては、保護者の問題が強調されがちですが、一方的に保護者を責めることは解決につながりません。

もちろん虐待行為そのものを許容することはできませんが、保護者自身への支援も同時に必要です。理想的な子育てを求めるあまりうまく対処できず悩んでいたり、子育て中に自分の成育歴がよみがえり、つらい思いに苦しんだりする場合もあります。

支援者は保護者の話をじっくり聴くことで、保護者は責められているのではなく受け入れられているという実感が持て、保護者と支援者の間に信頼関係が形成されます。

子どもの安全安心を最優先にして、保護者にも支援が必要です。

### 5-4 情報収集

虐待が疑われる児童を発見した場合は、児童本人、家族、家庭環境、保育所(園)・認定こども園・学校・地域での様子などの情報を集める必要があります。普段から情報収集する目を持ち、無理の無い範囲で情報収集することが大切です。行き過ぎた情報収集は外部に情報が漏れたり、地域で無責任な噂が流れたりして、子どもや保護者の心を傷つける場合もあります。

### 5-5 担当機関への引き継ぎ

次の機関につなぐ・引き継ぐ

保育所(園)や幼稚園に行っている子が小学校に入学したり、小学校から中学校に進学したりした場合に、続けて見守りが必要な時には、家庭や児童への関わり方などの情報を次の機関に伝えます。このような情報を受け取った機関は「大きな問題」という受け取り方でなく、子どもの健やかな成長のために「貴重な情報」を受け取ったと捉え、その後も必要に応じ、前の関係機関と相談できる関係を保っていきます。

#### コラム 体罰としつけ

2020年4月施行の児童虐待防止法、改正児童福祉法で、体罰は全面的に禁止と法律が変わりました。しかし、日本ではある程度の体罰を容認している大人があり、体罰を受けて育った人が、子どもへの体罰を正当化する例もしばしば見かけます。

人が自分の不適切な行動を抑制する手段として内的コントロールと外的コントロールの二つがあり、しつけとは前者で、自制心、自立心、自尊心によって適切な行動がとれるようにすることですが、体罰は後者であって、内的なコントロールを育てることにならないとしたうえで、体罰は下記の問題を起こします。

- ① 体罰は、それをしている大人の感情のはけ口であることが多い
- ② 体罰は、恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である
- ③ 体罰は、即効性があるので、他のしつけの方法がわからなくなる
- ④ 体罰は、しばしばエスカレートする
- ⑤ 体罰は、それを見ている他のこどもに深い心理的ダメージを与える
- ⑥ 体罰は、ときに、取り返しのつかない事故を引き起こす

(「しつけと体罰」森田ゆり著 児童館出版)

しつけは、子どもの人格や才能を伸ばし自立した社会生活を送るようにサポートすることです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいかを言葉や見本で示すなど、こどもが理解できる方法で伝える必要があります。



## 6 芦屋市の児童虐待への取り組み

芦屋市では、児童の健全育成支援として、0歳(妊娠も含む)から18歳未満の子どもとその家庭にかかるさまざまな問題解決のため、こども家庭・保健センターを設置しています。

児童福祉法が改正され、平成17年度から「市町村」は児童虐待に関する一義的な相談支援機関として法的に位置づけられています(児童福祉法 第10条)。

本市における児童虐待の対応窓口は子ども家庭総合支援担当です。

また、より効果的に多方面から連携支援するために、法律に基づき、市民団体や関係機関などで構成する芦屋市要保護児童対策地域協議会を設置し、ネットワークで対応します。

### 6-1 こども家庭総合支援担当の役割

#### ① 虐待通告窓口

TEL: 0797-31-0643 (芦屋市保健福祉センター2F)

虐待通告の窓口はこども家庭総合支援担当です。

#### ② 虐待対応

**安全確認** 学校などで安全確認し、集団に属していない場合はこども家庭支援員が家庭訪問をします。

**受理会議** リスクの判断をします。

**情報収集** 家族構成・家庭環境、学校や保育所(園)での様子などの情報収集をします。

**要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議** 情報共有し、支援の方向性と役割分担を決めます。

**こども家庭センターへの送致** 一時保護が必要な場合や困難ケースについては送致します。

**在宅支援** 子どもの見守りと、保護者への支援を継続します。  
地域での見守りは、主任児童委員・民生児童委員の協力を得ています。

#### ③ 進行管理台帳の管理

虐待ケースの見落としがないよう台帳を作成し、進行管理を行っています。

### 6-2 その他の取り組み

以下の連絡会にもこども家庭総合支援員が参加し、こどもに関する情報の共有、連携を図っています。

主任児童委員連絡会

生徒指導連絡協議会

保健福祉センター  
総合相談連絡会

## 子育て支援の強化

## こども家庭・保健センター

令和5年4月より、芦屋市では、子ども家庭総合支援室(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の組織を見直し、地域のすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置するため、「芦屋市こども家庭・保健センター」を開設しました。

妊娠届から妊婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントや、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るために地域資源の開拓をということで、子育て支援の更なる支援の充実・強化に取り組みます。

### (こども家庭・保健センターの役割)

地域のすべての子ども・家庭の  
相談に対する子ども支援の  
専門性をもった機関

地域の資源を有効的につないで  
(ソーシャルワーク機能)  
在宅支援

原則として18歳までのすべての  
子どもと家庭等への  
切れ目ない支援

チーム(組織)で支援する体制の  
構築・運用

#### 問い合わせ先

#### こども家庭総合支援担当

TEL: 0797-31-0643 / FAX: 0797-31-0647

芦屋市保健福祉センター2階 (月~金曜日 9:00~17:00)



## 7 芦屋市要保護児童対策地域協議会

### 7-1 芦屋市要保護児童対策地域協議会の概要

#### 目的

虐待や非行などの要保護児童に関する問題、及び出産前後において養育支援など特に支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)について、関係機関等の連携により組織的に対応し、困難を抱える児童の早期発見及び適切な保護を図る。(芦屋市要保護児童対策地域協議会設置要綱第1条)

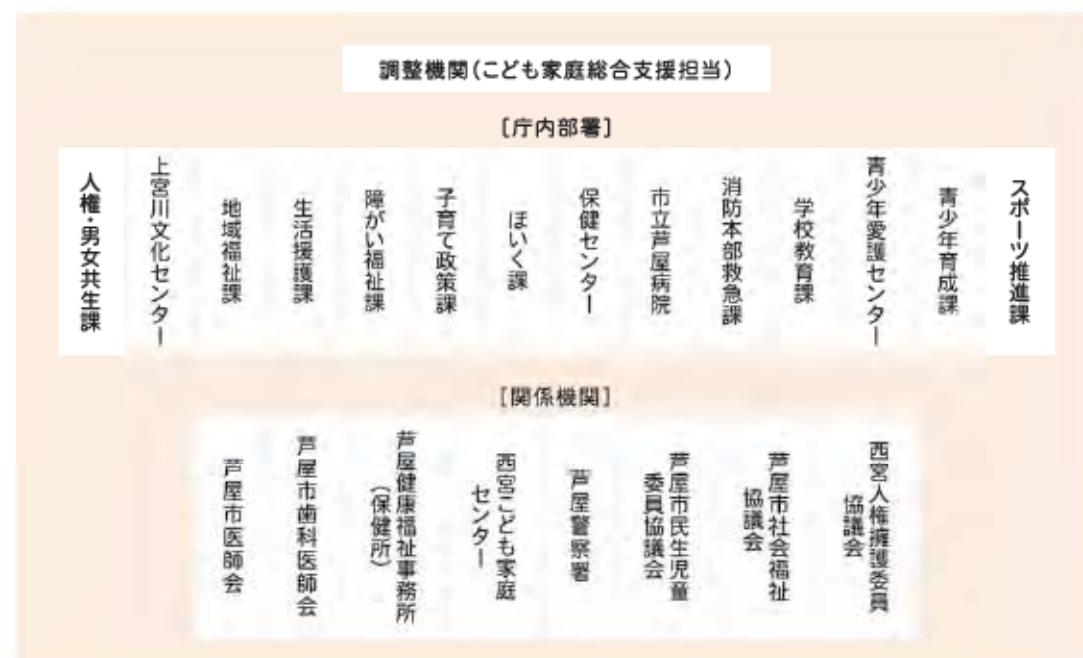
#### 組織

芦屋市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって組織する。(同第5条)

### 7-2 会議の構成

#### ① 代表者会議(同第6条)

(ア)構成員	下表の関係機関等の代表者
(イ)内 容	活動方針の決定と各機関での取り組みの共有
(ウ)役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務者会議及び個別ケース検討会議が円滑に運営されるように、関係機関等の連携を確保</li> <li>要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討</li> <li>協議会の活動状況の評価及び運営方針の協議</li> </ul>



#### ② 実務者会議(同第7条)

(ア)構成員	下表の関係機関等の担当者及び実務に精通した指導者のうち、 ●印あり ⇒ 常に参加するメンバー ●印なし ⇒ ケースに応じて参加するメンバー
(イ)内 容	定例会議 ⇒ 関係機関との情報共有と支援方針の決定 主要機関実務者会議⇒圏域毎でのケース検討 進行管理会議⇒管理ケース全件の進行管理
(ウ)役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等の実態把握及び情報交換</li> <li>支援を行っている事例の総合的な検討</li> <li>要保護児童対策を推進するための研修及び啓発活動</li> <li>協議会の年間活動方針の策定</li> </ul>

#### ③ 個別ケース検討会議(同第8条)

(ア)構成員	下表の関係機関等うち要保護児童に直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある担当者
(イ)内 容	移管ケースの検討や情報共有・支援役割の検討
(ウ)役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等の状況把握及び問題点の確認</li> <li>援助方針の確立及び役割分担の決定</li> <li>支援の経過報告及びその評価</li> </ul>

#### 実務者会議・個別ケース検討会議の構成員

部署及び機関名	構成員
人権・男女共生課	担当職員
上宮川文化センター	担当職員
地域福祉課	相談担当、保健師、児童厚生員
生活援護課	S V、ケースワーカー
● 障がい福祉課	担当
● ほいく課	保育指導担当
● 子育て政策課	臨床心理士、すくすく学級職員、子育てセンターアドバイザー、母子父子自立支援相談支援員
● こども家庭総合支援係	こども家庭支援員・虐待対応員
保育所・認定こども園	保育士
● 保健センター	保健師等
市立芦屋病院	医療相談員、医師、看護師等
芦屋市消防本部救急課	担当職員
● 学校教育課	指導主事
幼稚園、小・中学校	幼稚園、小・中学校教諭等
スポーツ推進課	担当職員
青少年育成課	担当職員、留守家庭児童会指導員等
青少年愛護センター	担当職員、愛護委員等
芦屋市医師会	病院・診療所医師
芦屋市歯科医師会	病院・診療所医師
芦屋市健康福祉事務所(保健所)	保健師等
● 西宮こども家庭センター	担当職員
芦屋警察署	担当職員
芦屋市民生児童委員協議会	主任児童委員、民生児童委員
芦屋市社会福祉協議会	担当職員
西宮人権擁護委員協議会	子どもの人権相談員等

#### ④ 招集(同第6～8条)

代表者会議	会長が招集
実務者会議	調整機関(こども家庭総合支援担当)が招集
個別ケース検討会議	開催を必要とする場合はこども家庭総合支援係に連絡

#### ⑤ 調整機関(同第9条)

協議会が効果的に機能するように、関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う。

(1)担当部署	子ども家庭総合支援課(子ども家庭総合支援室)
(2)役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会に関する事務の総括</li> <li>・協議事項や参加機関の決定等、議事運営、議事録の作成、資料の保管等</li> <li>・支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整</li> </ul>

#### ⑥ 緊急受理会議

(1)構成員	西宮こども家庭センター、健康課(保健センター)、子ども家庭総合支援課(子ども家庭総合支援室)、事例に関わりを有する関係機関等
(2)開催	必要に応じて随時開催(電話による協議も可)
(3)役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待相談・通告等の事態の危険度や緊急度の判断</li> <li>2. 緊急の対応を要する場合 ⇒西宮こども家庭センターに通告(立入調査・一時保護等)</li> <li>3. (緊急を要しないが)協議会の活用が必要な場合 ⇒個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定</li> </ol>

#### ⑦ 守秘義務(同第10条)

協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。

#### 芦屋市要保護児童対策地域協議会を実施する意義

- ・関係機関のメンバー同士が顔見知りになり、相互理解が図られることで、役割分担を決め協力しながら支援を行うことができます。
- ・関係機関が連携することで、「別の機関に紹介したから大丈夫、相手機関が動いているはず」など、思い込みや期待で安心し、事実を確認しないまま結局どの機関も関わっていなかったといった事態を防ぐことができます。
- ・会議の中で問題点を共有して意見を出し合うことで新たな支援方針が得られます。
- ・一つの機関では困難なことでも複数機関が関わることで負担が軽減されます。

#### 7-3 各機関への役割

虐待ケースへの対応には関係機関の協力が不可欠です。

法律上、必要に応じて、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています(児童福祉法第25条3)。

##### 人権・男女共生課

DV等の悩み相談を通して、要保護児童等の早期発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### 上宮川文化センター

事業や相談を通して要保護児童の早期発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### 生活援助課

相談や家庭訪問を通して要保護児童の早期発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### 地域福祉課

事業や相談を通じて、要保護児童等の発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### 障がい福祉課

障がいのある児童の中で要保護児童の早期発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### こども家庭・保健センター

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査・家庭訪問を通して要保護児童等の発見と支援を行うと共に、子育て広場・グループ活動で出会う親子や相談で、要保護児童等の早期発見に努め、発見した場合は通告や必要な情報を提供する。

関係機関と連携し、要保護児童等の発見と必要な支援を行います。また、調整機関として通告受理時に適切な処理と援助を行い、妊娠期からの切れ目のない取りこぼしのない支援を行う。

##### 子ども家庭総合支援課(子育てセンター)

広場・グループ活動で出会う親子や相談で要保護児童の早期発見に努め、発見した場合は通告し、また、必要な情報を提供する。

##### ほいく課

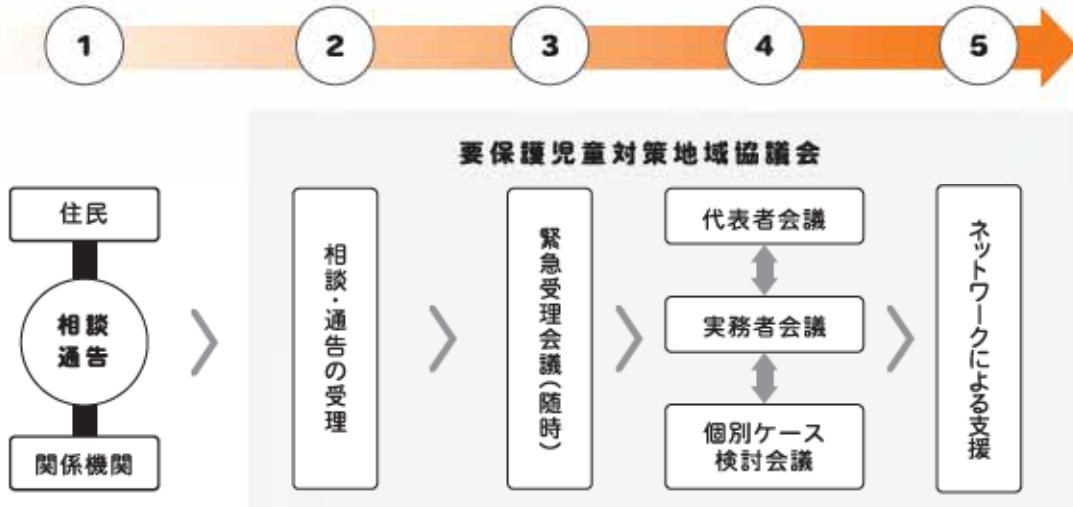
##### 保育所・園

##### 認定こども園

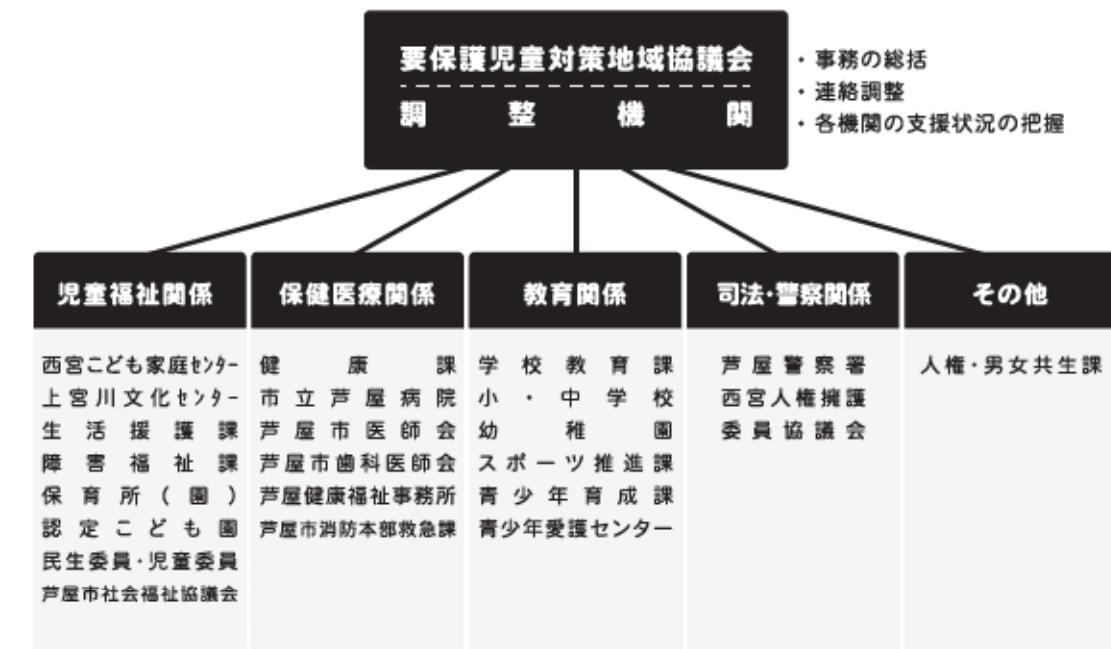
日常、子どもと接している保育所で要保護児童の早期発見に努め通告する。  
また、必要な情報を提供する。



#### 7-4 要保護児童対策地域協議会の流れ



#### 7-5 要保護児童対策地域協議会の組織図



## 連絡先一覧

### 子ども虐待に関する相談

#### こども家庭・保健センター

こども家庭総合支援担当 TEL:31-0643  
相談直通ダイヤル TEL:38-8993(はぐくみ)

内容	対象	日時
子どもの虐待に関する相談や通報を受け、それに適した対応をします。	18歳未満の子どもと保護者等	月～金曜日 9:00～17:30

### 児童虐待24時間ホットライン

西宮こども家庭センター TEL:0798-74-9119

内容	対象	日時
子どもの虐待に関する電話相談に応じます。	18歳未満の子どもと保護者等 虐待に気づかれた方等	24時間

### 夜間・休日の電話相談(ハッピートーク)

児童養護施設 三光塾 TEL:0798-45-5535

内容	対象	日時
子どもと家庭にかかるさまざまな電話相談に応じます。	18歳未満の子どもと保護者等	夜間・休日

### 児童相談所 全国共通ダイヤル

近くの児童相談所につながります TEL:189

内容	対象	日時
子どもの虐待に関する電話相談に応じます。	18歳未満の子どもと保護者等 虐待に気づかれた方等	24時間

## 8 法令・要綱

### ○芦屋市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成17年12月1日

最終改定 令和4年 4月1日

#### (設置)

第1条 保護者のない児童又は虐待を受けている等保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)若しくは保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)に関する問題について、関係機関等が適切な連携の下で組織的に対応することにより、要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定に基づき、芦屋市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (業務)

第2条 協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に対する支援の内容に関する協議を行う。

#### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者のうち市長が指名する者(以下「関係機関等」という。)をもって構成する。

#### (会長及び副会長の職務)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2年とし、補欠の会長及び副会長は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

6 会長及び副会長は、その任期が満了した後も、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

#### (組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をもって組織する。

#### (代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等の円滑な連携を確保するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討

(2) 協議会の活動状況の評価及び運営方針の協議

(3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、会長が選定する関係機関等の代表者をもって組織する。

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長になる。

#### (実務者会議)

第7条 実務者会議は、実際に活動する実務者の知識及び経験を要保護児童等に対する支援の内容に反映させるため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の実態把握及び情報交換

(2) 支援を行っている事例の総合的な検討

(3) 要保護児童等の対策を推進するための研修及び啓発活動

(4) 協議会の年間活動方針の策定

(5) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて選定する関係機関等の代表者が推薦した者をもって組織する。

3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。

#### (個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の状況把握及び問題点の確認

(2) 援助方針の確立及び役割分担の決定

(3) 支援の経過報告及びその評価

(4) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて選定する要保護児童等に直接かかわりを有している担当者及び今後かかわりを有する可能性がある関係機関等の担当者により組織する。

3 個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。

#### (調整機関)

第9条 運営の中核となって関係機関等の役割分担及び連携に関する調整を行うため、協議会に要保護児童対策調整機関を置き、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会に関する事務の総括

(2) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

2 要保護児童対策調整機関は、児童に関する事務を所管する課において行う。

#### (個人情報の保護)

第10条 協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱による改正後の芦屋市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条第4項から第6項までの規定は、平成19年4月1日以後新たに選任される会長及び副会長の任期について適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

芦屋市市民生活部人権・男女共生課
芦屋市立上官川文化センター
芦屋市福祉部地域福祉課
芦屋市福祉部生活援護課
芦屋市福祉部障がい福祉課
芦屋市こども・健康部子育て政策課
芦屋市こども・健康部ほいく課
芦屋市こども・健康部健康課
芦屋市立の各保育所
芦屋市立の各認定こども園
市立芦屋病院
芦屋市消防本部救急課
芦屋市教育委員会学校教育部学校教育課
芦屋市立の各中学校
芦屋市立の各小学校
芦屋市立の各幼稚園
芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課
芦屋市教育委員会社会教育部青少年育成課
芦屋市立青少年愛護センター
芦屋市医師会
芦屋市歯科医師会
芦屋健康福祉事務所
西宮こども家庭センター
芦屋警察署
芦屋市民生児童委員協議会
芦屋市社会福祉協議会
西宮人権擁護委員協議会芦屋部会
児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者のうち市長が指名するもの

## ○児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

最終改正:令和五年十二月十六日同第一〇二号

## (目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## (児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## (国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあ

り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7 児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義務的責任を児童の親権を行う者は、有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合には、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査

若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他の市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(児童の人格の尊重等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

## ○児童福祉法抜粋

最終改正:令和四年十二月十六日法律第一〇四号

### 福祉の保障

#### 要保護児童の保護措置等

##### 第六条の三の五（定義）

要支援児童等 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者

特定妊婦 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊娠婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊娠婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊娠婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊娠婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

6 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものと含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。

7 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものと除く。)に係る要

保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

8 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならぬ

い  
第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

### 罰則

第六十一条の三 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭二七法二二二・昭五六法八七・平一五法一二一部改正)

第六十一条の二 第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

## 資料編

### 県・市町共通アセスメントシート使用の手引き

#### 1 目的

県・市町共通アセスメントシートは、こども家庭センターと市町が、共通の認識をもって適切な役割分担を担い、切れ目のない支援等を行うために、子どもと家族の置かれている状況や背景を的確に把握し、相互に円滑な情報共有を図ることを目的として、活用を図るものである。

#### 2 各様式について

アセスメントシートは、重症度等の評価に関するシート(様式1)、及び虐待リスクの評価に関するシート(様式2、3)により構成されている。

様式1と様式2、または様式1と様式3をセットで使用することを想定しており、原則として、こども家庭センターと市町間で情報交換を行う場合(例えば送致等)は、これらの様式を添付する。

ただし、子どもが施設に入所している時点での評価等重症度の評価が困難な場合は、様式1を省略することができる。

### アセスメントシートの種類

#### 1 重症度等の評価に関するシート(様式1)

アセスメントシートは、重症度等の評価に関するシート(様式1)、及び虐待リスクの評価に関するシート(様式2、3)により構成されている。

様式1と様式2、または様式1と様式3をセットで使用することを想定しており、原則として、こども家庭センターと市町間で情報交換を行う場合(例えば送致等)は、これらの様式を添付する。

ただし、子どもが施設に入所している時点での評価等重症度の評価が困難な場合は、様式1を省略することができる。

#### 2 虐待リスク(虐待等不適切養育の背景にある要因として考えられるリスク)の評価に関するシート(様式2、様式3)

虐待リスクは、評価する時点により2つのシートに分かれる。

様式2は、受理及び初期調査時点で使用するもので、様式3は、それ以外の時点(援助方針会議や個別ケース検討会議など)で使用するものである。

受理・初期調査時とそれ以外の時点では、対応策を検討するための時間と調査等による情報量に差がある(例えば、受理時は、情報量は少なく、迅速な検討が求められる)ため、様式を別様とした。

リスクは、「虐待の履歴等」「子どもの状況」「虐待者の状況」「世帯状況」「支援者関係」の項目に着眼して評価し、子どもの置かれている状況や背景も評価したうえで、支援策等の検討を行う。

### 様式1 共通アセスメントシート

共通アセスメントシート(こどもの状態)				
様式1 児童氏名	男・女 年齢 ( ) 検討時期 ( )	令和 年 月 日	受傷内容	虐待の形態
具体状況				

※重症度と介入のレベル………最重度：生命の危険が「あらわる」「危惧する」もの等(緊急介入)

重度：今までには生命の危険はないと考えるが、子どもの健康や成長・発達に重大な影響が出ている(早期介入が必要)

中度：今は継続的な治療を要するほどの外傷等はないが、長期的に見ると人格形成に問題を残すことが危惧されるもの(介入を検討)

軽度：上記のレベルに至らない虐待(援助方針を検討)

(該当するものに○を付ける)

【受傷内容】

重症度	区分	概要	受理 /	新規調査 /
最重度 ②③	身体的	頭部外傷(頭蓋骨骨折、頸蓋内の出血など)、腹部外傷(内臓破裂、肋骨骨折など)。その他の深刻な外傷(広範囲のやけど、目や器管など重要器官への外傷など)、窒息の後遺症、食事制限等による差迫など(入院治療が必要な程度)		
	ネグレクト	栄養不足による衰弱や著しい体重減少(-2SD以下等)、乳幼児に脱水、低体温症状など		
	性的	性行為による症状等(姦淫、性感染症、性器外傷、自傷行為など)		
重度 ②③	心理的	被虐待の子どもが自殺企図あるいは刃物などによる危険行為があり、目が離せない。投食障害による生命の危険		
	身体的	治療を必要とするほどの外傷(新旧混在の打撲傷、顎面や頭部へ治療を必要とするほどの打撲傷・裂傷、手や足の骨折、部分的火傷など)、慢性の癌や癌腫(タコ等)		
	ネグレクト	養育の影響による顕著な成長障害や発達遅滞		
中度	性的	性行為の影響による明らかな性逸脱行為(他者との性交、他者へのわいせつ行為)が見られる		
	心理的	治療が必要な精神症状(攝食障害による体重の増減、PTSD、解離症状など)がある		
	身体的	治療を必要としない程度の病、傷、発熱などの体制不良(全治1週間程度)		
軽度	ネグレクト	生活環境が不良で健康面に影響が生じている。あるいは成長や発達が停滞している。必要な治療がなされていないため、疾患が慢性化している。適切な安全配慮がなされておらず、繰り返し怪我がある。		
	性的	性行為の異常による明らかな性逸脱行為(他者との性交、他者へのわいせつ行為以外の行動)が見られる		
	心理的	激しい叱責や暴言等による精神(身体)症状が疑われる		
軽度	身体的	外傷が残らない暴力あるいは単発の小さくわざかな怪我		
	ネグレクト	健康面への軽微な影響(腰痛等)や生活習慣(昼夜逆転など)の問題が生じている		
	心理的	精神(身体)症状はないが、行動上に影響が生じている(情緒不安定、攻撃的言動等)		

#### 【虐待の形態】

重症度	区分	概要	受理 /	新規調査 /
最重度 ④	身体的	頭部外傷を起こす可能性が高い危険行為(頭部を物で強く殴る、乳幼児を投げる、強く握さぶるなど)、腹部外傷を起こす可能性が高い危険行為(腹部を蹴る、踏みつける)、窒息を起こす可能性が高い危険行為(首を絞める、水につけるなど)、衣装ケースなど狭い場所に監禁する、親子心中を考えている		
	ネグレクト	乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診させない、子どもの運営、炎天下での乳幼児の車内放置		
	性的	明らかな性行為(あらゆる性交)		
重度 ④	心理的	入院治療が必要な精神症状を発症させるような言動(何度も自殺や心中を迫るなど)		
	身体的	医療を必要とするほどの外傷を起こす可能性が高い危険行為一回でも拳や道具で顔面・頭部等を殴るなど一回に閉じ込められる、徘徊や食事などの行動制限を一定期間続ける熱中症、低体温症を招くような経過出し		
	ネグレクト	車上生活など生活の場所が確保されない、ライフラインが止まるなど安全な生活環境が確保されていない就学前児童において、養育者が不在(夜間・長時間)になる状況が継続している		
中度	性的	性交以外の性的行為、わいせつ行為(プライベートゾーンに触れる、性器を見せる、性的な被写体にするなど)		
	心理的	こどもに生命の危険を感じさせ、恐怖心を刻むような暴言、脅威的行為など		
	身体的	怪我を起こす可能性が高い暴力、夜間などに長時間の線め出し		
軽度	ネグレクト	ライフラインの一部停止や困窮などにより食事がとれないことがある、留守番対応の困難な年齢のこどもが、時折、大人の監督なく家に放置されている		
	性的	上記以外の性的刺激を与える行為		
	心理的	こどもに精神(身体)症状を起こすような強いショックを与える行為、言動など。明らかな差別的取り扱いの継続		
軽度	身体的	怪我等を生じさせない暴力		
	ネグレクト	不衛生な状態の維持、不登校(登園)の放置(登校等の取り組みをしない)、世話の不足(季節外れの服装、不十分な食事等)		
	心理的	【要注意】こどもへの暴言等(継続している等)、偏ったしつけ、差別の取り扱い、暴力等を目撃させる行為(激しい、頻発等)こどもへの叱責等(単発、思春期のこどもが対象など)、暴力等を目撲させる行為(単発、口論等)		

#### 【継続性・再発危険性などその他の考慮すべき状況】

以下の場合は、加重値に応じて、重症度のランクをあげたものとして介入を検討すること。

区分	加重値	概要	受理 /	新規調査 /
継続性	2	過去に重度以上の虐待がある。あるいは、一時保護等の介入を行っている。その上で再発。(⑤)		
	1	過去に中度以下の虐待があり、市町やこども家庭センターの継続的な指導を受けたうえで再発。(④)		
	0	過去に虐待通报があったが、特別な指導は行っていない中で発生。単発の虐待。あるいは初めての虐待通报		
その他	1	子どもの状態を長期間確認できていない		
	1	3歳未満の乳幼児(子どもの心身状況等により判断次第)		

## 様式2 共通リスクアセスメントシート(受理・初期調査時)

様式2 共通リスクアセスメントシート(受理・初期調査時)		作成機関 男・女 年齢( ) 令和 年 月 日																																																																	
区分	項目	把握した状況等																																																																	
子どもの状況 (①⑥)	□保護を求めている(あるいは同意) □帰宅を拒否している(あるいは消極的) 安全確認(口頭・口未済)																																																																		
保護者の状況 (①②)	□保護者が保護を求めている □このままでは「何をしでかすかわからない」「殺してしまいそう」などの訴えがある②																																																																		
虐待の歴史等 (⑤)	□本児 □きょうだい □入院 □入所 □一時保護 □相談 □虐待(身・性・ネ・心) □非虐待口不明の怪我																																																																		
<b>【その他のリスク】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>該当</th> <th>概要</th> <th>把握した状況等</th> <th>ストレンジス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">子どもの状況 (④⑤)</td> <td>養育者への暴力</td> <td>怯え・恐れ、不自然(緊張・萎縮・いいなり・密着等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神状態</td> <td>自傷・他傷、表情が乏しい、不安定、排泄・食・睡眠の問題( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>性格行動面の特徴</td> <td>多動、落ち着きなし、対人距離感なし、愛着関係の脆弱さ、暴力的、注意引き</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>問題行動</td> <td>ぐ犯(暴力・家出・盗み・性)、虚言、反抗的態度、動物虐待、不登校・怠学</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発達及び健康状況</td> <td>身体・知的・発達障害(あり・疑い)、発育不全、乳幼児健診未・予防接種未</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">虐待者( )の状況 (⑦⑧)</td> <td>育児養育意欲</td> <td>泣いてもあやさない、絶え間なく叱る、養育意欲(なし・不十分)、支配的</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神状態(⑨)</td> <td>精神不安定、自殺企図、衝動的、攻撃的、服薬管理できない、未熟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(⑩)</td> <td>養育能力(欠如、不十分、疑問)、虐待行為を(認める、認めない、正当性主張)、依存症( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">世帯状況 (⑪)</td> <td>居住環境</td> <td>著しく不衛生、家事能力欠如、転居が多い、所在不明となる、安全配慮なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族形態</td> <td>内縁、一人親(父・母)、若年夫婦、ひとりファミリー、内夫(婦)が監護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(⑫)</td> <td>生活保護、生活苦、夫婦関係不和、DV</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>親族との関係</td> <td>交流なし、遠距離、親族の死去、不和(過干渉、反発、離疎)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世帯外関係(⑬)</td> <td>援助への態度</td> <td>関与を(無視、拒否、強く反発、暴力的反発)、接触困難、居留守</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			大項目	該当	概要	把握した状況等	ストレンジス	子どもの状況 (④⑤)	養育者への暴力	怯え・恐れ、不自然(緊張・萎縮・いいなり・密着等)			精神状態	自傷・他傷、表情が乏しい、不安定、排泄・食・睡眠の問題( )			性格行動面の特徴	多動、落ち着きなし、対人距離感なし、愛着関係の脆弱さ、暴力的、注意引き			問題行動	ぐ犯(暴力・家出・盗み・性)、虚言、反抗的態度、動物虐待、不登校・怠学			発達及び健康状況	身体・知的・発達障害(あり・疑い)、発育不全、乳幼児健診未・予防接種未			虐待者( )の状況 (⑦⑧)	育児養育意欲	泣いてもあやさない、絶え間なく叱る、養育意欲(なし・不十分)、支配的			精神状態(⑨)	精神不安定、自殺企図、衝動的、攻撃的、服薬管理できない、未熟			その他(⑩)	養育能力(欠如、不十分、疑問)、虐待行為を(認める、認めない、正当性主張)、依存症( )			世帯状況 (⑪)	居住環境	著しく不衛生、家事能力欠如、転居が多い、所在不明となる、安全配慮なし			家族形態	内縁、一人親(父・母)、若年夫婦、ひとりファミリー、内夫(婦)が監護			その他(⑫)	生活保護、生活苦、夫婦関係不和、DV			親族との関係	交流なし、遠距離、親族の死去、不和(過干渉、反発、離疎)			世帯外関係(⑬)	援助への態度	関与を(無視、拒否、強く反発、暴力的反発)、接触困難、居留守			その他			
大項目	該当	概要	把握した状況等	ストレンジス																																																															
子どもの状況 (④⑤)	養育者への暴力	怯え・恐れ、不自然(緊張・萎縮・いいなり・密着等)																																																																	
	精神状態	自傷・他傷、表情が乏しい、不安定、排泄・食・睡眠の問題( )																																																																	
	性格行動面の特徴	多動、落ち着きなし、対人距離感なし、愛着関係の脆弱さ、暴力的、注意引き																																																																	
	問題行動	ぐ犯(暴力・家出・盗み・性)、虚言、反抗的態度、動物虐待、不登校・怠学																																																																	
	発達及び健康状況	身体・知的・発達障害(あり・疑い)、発育不全、乳幼児健診未・予防接種未																																																																	
虐待者( )の状況 (⑦⑧)	育児養育意欲	泣いてもあやさない、絶え間なく叱る、養育意欲(なし・不十分)、支配的																																																																	
	精神状態(⑨)	精神不安定、自殺企図、衝動的、攻撃的、服薬管理できない、未熟																																																																	
	その他(⑩)	養育能力(欠如、不十分、疑問)、虐待行為を(認める、認めない、正当性主張)、依存症( )																																																																	
世帯状況 (⑪)	居住環境	著しく不衛生、家事能力欠如、転居が多い、所在不明となる、安全配慮なし																																																																	
	家族形態	内縁、一人親(父・母)、若年夫婦、ひとりファミリー、内夫(婦)が監護																																																																	
	その他(⑫)	生活保護、生活苦、夫婦関係不和、DV																																																																	
	親族との関係	交流なし、遠距離、親族の死去、不和(過干渉、反発、離疎)																																																																	
世帯外関係(⑬)	援助への態度	関与を(無視、拒否、強く反発、暴力的反発)、接触困難、居留守																																																																	
	その他																																																																		

該当する場合は「○」を記入し、具体的な状況を「把握した状況等」欄に記入する。該当しない場合は「×」を、疑いは「△」、不明の場合は「?」を記入すること。

## 様式3 共通リスクアセスメントシート

様式3 共通リスクアセスメントシート		作成機関 男・女 年齢( )		
区分	概要	把握した状況等	作成機関 H... H... H... H... H... H...	ストレンジス
虐待の歴史等 (①②)	相談歴	①入院・②入所・③一時保護・相談歴 (虐待・非虐待)		
	きょうだいの相談	①入院・②入所・③一時保護・相談歴 (虐待・非虐待)、④不審死、失踪不明		
	虐待の継続性等	①毎日、②週2~3回、③月数回、④毎日も故意、⑤繰り返し、⑥常習		
子どもの状況 (④⑤)	養育者への暴力	①怯え・②恐れ、不自然(緊張・萎縮・いいなり・密着等)		
	精神状態	①自傷・他傷、②表情が乏しい、③不安定・徘徊・食・睡眠の問題( )		
	生者・行動の特徴	①多動、②落ち着きなし、③対人距離感なし、④愛着関係の弱さと、⑤暴力的、⑥注意引き		
	問題行動	①ぐ犯(暴力・家出・盗み・性)、②虚言、③逃避び、④反抗的態度、⑤畜物虐待、⑥不登校・放課後		
	発達及び健康状況	①発育・発育・発達障害(あり・疑い)、②発育不全、③乳幼児検診未・予防接種未		
保護者の状況 (⑦⑧)	育児養育意欲	①養育能力(欠如、不十分・棄離)、②養育の力(強い負担感・不安)、③知識不足		
	育児養育意欲	①泣いてもあやさない、②養育意欲化(なし・不十分)、③支配的		
	精神状態	①精神不安定、②自殺企図、③衝動的、④攻撃的、⑤服薬管理できない、⑥未熟		
世帯状況 (⑪)	居住環境	①衛生状態(①あり・②再発・③疑い)、②治療なし、③部屋うつ暴力、④アルコールの要因		
	虐待の隠匿	①行為者(①酒類・②認める)、②つけ主像		
	周りの感・改善の意欲	①改善意欲なし、周り感あるが(一貫しない)、②解決意欲なし、③改善意欲抱持		
	健康状態	①被虐待歴あり、②優されなかった想い、③差ししきつけを受けた		
	居住環境	①著しく不衛生、②家事能力欠如、③転居が多い、④所在不明となる、⑤安全配慮なし		
	経済状況	①ライフライン停止、②生活苦、③多額の借金、④生活困窮(欠如)		
	家族形態	①内縁、②一人親(父・母)、③若年夫婦、④ひとりファミリー、⑤内夫(婦)が監護		
父母の関係	父の関係	①離婚(離婚中・離別中)、②別居、③夫婦不和、④DV(保護命令)		
	保護者との問題	①虐待者とのみ同居、②子を守る人がいない、虐待に(③同居・④鄰居・⑤男親)		
	祖父母との関係	①交流なし、②過疎感、③祖父母の死後、不和(過疎感、④反発、⑤家庭)		
世帯外関係 (⑬)	援助への態度	①虐待者(①無視・②拒否、③強く反発、④暴力的反発)、②援助困難、③低回復率		
	サービス利用	①離職記録、②記録しないが利用せず、③無関心、④改善改善が期待できない		

※「検討時期」欄には、1行目に会議名等及び日付を記入し、二行目以下には「状況別」に該当する項目がある場合はその番号を、状況別にないもので該当する場合は「○」を記入し、具体的な状況を「把握した状況等」欄に記入する。該当しない場合は「×」を、疑いは「△」、不明の場合は「?」を記入すること。

## 芦屋市児童虐待緊急対応マニュアル

### 虐待とは？

虐待は子どもの心身の静聴及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。虐待の種類は概ね下記の4つのタイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

#### 身体的虐待

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコなどによる火傷などの外傷を生じるような行為
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為など

#### 心理的虐待

- 言葉による脅かし、脅迫など
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言
- 子どものきょうだいに児童虐待を行うなど

#### ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない
- 子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保証する努力をしない
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断）
- 第三者が虐待などの行為を行っているにも関わらず、それを放置する

#### 性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）
- 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触られるなどの性的行為（教唆を含む）
- 子どもに性器や性交を魅せる
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにするなど

### 虐待かな…？と思ったら迷わず連絡ください

児童の安全を確保するためには、初期対応が迅速・的確に行われる必要があります。関係機関において、虐待を発見した場合は、適切な情報収集やアセスメントを行うために、以下の通り対応を進めます。

### 迅速な対応で子どもの安全を守る

児童虐待は、いろいろな場面が想定され、猶予を許さない緊急な対応が必要な場合も少なくはありません。子どもの安全確認に関しては、48時間以内が望ましいとされています。適切に情報収集を行い、関係機関に相談、通告することを考えましょう。  
例) いつ、どこで、どのように起こったのか、子どもの様子、具体的な内容、頻度、時期など

### 身構えすぎず自然な声かけ

「児童虐待かも？」という思い込みが先入観となり、様子の確認や聞き取ることに対して身構えてしまうことがあります。そうした時こそ、普段通りに声掛けや健康チェックを行いましょう。普段の様子とちがう「不自然さ」が重要なサインとなります。

### かかえこまずチームで対応

子どもの安全確認を行い、必要な情報収集、状況確認を行う際には、複数の職員で対応することが望ましいです。例えば担任等が虐待を疑った場合でも、他の職員はどう見ているかなど、情報を集約することで、その内容が明らかになることもあります。また保護者対応や聞き取りが困難な場合には、担任等の負担を軽減し、客觀性を保つためにも、複数の職員で対応することが重要です。

## 児童虐待対応のイメージ図



学校園・保育所等における緊急対応の流れ		緊急対応の流れ		
緊急対応の流れ	段階	対応内容	連絡相手	連絡内容
	1 けがやあざを発見	<p>学校園・保育所等</p> <p>(1) 担任へ連絡後、管理職(校長・施設長等)に報告 (2) 子ども、保護者に状況確認</p> <p><b>確認項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子どもに声をかけ、状況を確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どこで、どのように起きたか(受傷機転の確認)</li> <li>・医療機関の受診の有無</li> <li>・暴言・暴力の頻度</li> <li>・帰宅拒否の有無(「親が怖い」など)</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 保護者に確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どこで、どのように起きたか(受傷機転の確認)</li> <li>・けが・あざの把握の有無</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 学校内で対応を協議</p>	<p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の答えに矛盾があるっても、不快感を示さずに冷静に受け止める</li> <li>・虐待を疑うような聞き取りはしなくて構いません</li> <li>・普段の様子と違う「不自然さ」が重要なサインです ⇒話の内容がコロコロ変わる、落ち着かないなど</li> </ul> <p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の職員でチームとして対応</li> <li>・特に首から上のけがやあざ、重症なけがなどの場合は速やかに「子ども家庭総合支援係」に連絡(遅くとも午前中に連絡を!)</li> <li>・時間外や休日の場合は児童相談所全国共通ダイヤル(TEL:189)、警察(TEL:110)に連絡</li> </ul>	
	2 記録がの作成の確認	<p><input type="checkbox"/> 子どもから聞き取った客観的な事実のみを記録 (推測などは欄外に残す)</p> <p><input type="checkbox"/> けがやあざの写真を撮影。けががプライベートゾーンである場合など、写真撮影が難しい場合はイラストを作成し、受傷箇所、大きさ、色、深さ、状態を記録</p>	<p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真是自然な体位で、全体像と傷全体が収まるように複数枚撮影</li> <li>・可能であれば物差しを当てるなど、大きさが分かるように</li> </ul>	
	3 医療機関に報告	<p><input type="checkbox"/> 公立幼稚園、小中学校は教育委員会へ報告</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所等(認可外を除く)はこども福祉部ほいく課へ報告</p> <p><input type="checkbox"/> けがの状況に応じ、治療が必要と判断した場合、医療機関に治療に向かわせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて医師の所見、虐待によるけがの疑いが強いかなど聞き取る →医療機関より通告という場合もある</li> </ul>		
	4 相談・通告	<p>学校園・保育所等</p> <p>遅くとも午前中に!</p> <p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡が早ければこども家庭総合支援係での情報収集・調査が十分に行えます。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> こども家庭総合支援係に連絡。 写真が撮影できれば、子育てセンター代表アドレスへメール送信</p>	<p>時間外・休日の場合 TEL:189かTEL:110へ相談・通告</p> <p><b>POINT</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真をメールで送信する際、個人情報の観点から氏名は伏せ、イニシャル表記等とする</li> </ul>	西宮こども家庭センター(児童相談所) TEL:0798-71-4670
	5 対応方針決定		<p>□ 虐待の内容やけが・あざの写真を基にアセスメント及び対応方針の決定</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>学校園・保育所等又は子ども家庭総合支援室から保護者に事実確認と抑止</p> <p>西宮こども家庭センターに通告</p> <p>Aの場合、保護者への抑止をもつて当日の対応は終了</p>	
	6 協対議会を	<p>□ 事態が好転し虐待者の反省が見られる場合 ・今後の経過を見て対応 →2回目の虐待が発生したら即時対応する</p>		
	7 子どもの面談	<p>□ 学校園等、西宮こども家庭センター、子ども家庭総合支援室で打合せの後、子どもと面談</p>		
	8 の一時保護	<p>(一時保護しない場合)</p> <p>□ 学校園等とこども家庭総合支援係で協議 ・保護者への連絡・抑止 ・虐待が再発した場合の対応方法 ⇒これまでの対応歴や学校園・保育所等と保護者の関係性などから抑止担当者(学校園もしくは子ども家庭総合支援室)を決定</p>	<p>□ 職権一時保護の検討</p>	
	9 一時保護		<p>□ 一時保護</p> <p>※けがの程度によっては西宮こども家庭センターが医療機関を受診させる</p> <p>□ 子どもを一時保護したこと、今後の動き等について、西宮こども家庭センターから保護者へ連絡</p>	
	情報けた 家庭復帰に 共有	<p><input type="checkbox"/> 必要に応じて要保護児童対策地域協議会のケース会議を開催するなど、家庭復帰に向けた情報共有を行う</p>	<p>□ 一時保護は原則2か月以内となっているため、その間に西宮こども家庭センターが保護者に指導し、環境調整を行う</p>	資料編

